

## 時間外受診「医療費預かり金制度」導入について

当院では、これまで診療時間外（会計窓口終了）に、医療費を当日精算とさせていただいておりましたが、令和3年4月1日より一定金額を受診の際にお預かりする「医療費預かり金制度」とさせていただくことといたしました。

保険証有	5,000 円
保険証無・交通事故・労災	10,000 円

過不足については、後日精算の際、会計窓口で返金又は追徴させていただきます。預かり証、保険証及び各種医療証をご持参の上、総合受付窓口にお越しください。

※ 当月末までに精算にいらっしゃらない場合は、預かり金を医療費に充当させていただきますことを、ご了承下さい。

※ 預かり金が、計算後の医療費よりも多かった場合の差額の保管期限は、受診月から半年間とさせていただきますので、早めのご精算にご協力下さい。

ご理解とご協力をよろしくお願い致します。